

## 日南市市民協働推進備品貸出事業要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的な公益活動を推進し、本市の協働型社会づくりの推進に寄与するため、市が所有する備品等を市内で活動する団体等に貸出しを行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出備品等)

第2条 貸出しする備品等は、別表のとおりとする。

### (貸出対象者)

第3条 第1条に規定する団体等は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 市内で公益活動を行う法人、任意団体及び自治会
- (2) 市民部協働課に届出のあった団体
- (3) その他市長が特に認めるもの

### (申込み)

第4条 備品等を借り受けようとする団体（以下「使用者」という。）は、原則として、借受日の1か月前から前日までに、日南市協働課に事前予約を行い、その後、日南市市民協働推進備品貸出申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (貸出しの取消し)

第5条 市長は、必要があるとき又は団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出条件を変更し、又は貸出しを取り消すことができる。

- (1) 事前予約後に市が使用することとなったとき。
- (2) 使用者が、この要綱又は貸出条件に違反したとき。
- (3) その他やむを得ない事由が生じたとき。

### (管理責任)

第6条 使用者は、備品等を善良に管理するものとする。また、使用者は、備品等を他の目的に使用し、又は転貸ししてはならない。

### (返還)

第7条 備品等の貸出期間は、原則として5日以内とし、備品等の使用が終わったときは、使用者は、借受前の原状に復して、速やかに返還しなければならない。

### (負担)

第8条 備品等の使用に際し、必要な乾電池などの消耗品は、使用者の負担とする。

2 使用者は、備品等に損害を生じさせたときは、修繕及び賠償の責任を負うものとする。

(事故責任)

第9条 備品等の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## 日南市市民協働推進備品貸出申込書

年 月 日

日 南 市 長 殿

申請者 { 住 所  
          { 団体名  
          { 代表者名  
          { 電話番号

印

日南市市民協働推進備品を下記のとおり使用したいので、申込みます。

記

1 使用目的

2 使用場所

3 使用備品等

品 目	数量	使用する期間
		月 日 ～ 月 日まで
		月 日 ～ 月 日まで
		月 日 ～ 月 日まで
		月 日 ～ 月 日まで
		月 日 ～ 月 日まで

4 取扱責任者（氏名と連絡先）

5 返却予定日時 年 月 日 時

6 返却確認 ※市で記入 年 月 日 担当者氏名 \_\_\_\_\_ 印